

郡山市中小企業等脱炭素経営促進事業
業務委託仕様書

1 業務名

郡山市中小企業等脱炭素経営促進事業業務

2 事業の目的

国際的に脱炭素経営が求められ、これに対応しないことによる企業経営上のリスクが大きくなっている中、市内中小企業等の脱炭素経営を促進するため、市内中小企業等の企業活動によって生じる二酸化炭素排出量の把握並びに経営コストへの影響を明らかにした削減目標の設定及び目標達成のための実行計画の策定を支援することで、具体的な省エネルギーの行動を促し、市内中小企業等の脱炭素経営を促進することを目的とする。

3 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

(1) 二酸化炭素排出量可視化等支援

脱炭素経営に取り組む意欲のある企業を選定し、二酸化炭素排出量の可視化支援等を行う。支援対象企業は市と協議し選定する。支援対象企業は、本市に本店を構える事業者^{※1}で、次のいずれにも該当しないものとする。

ア すでに可視化ツールを導入したことがある企業

イ 市税等の滞納がある者

ウ 事業者の代表者又は役員が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当していると認められる者

※1 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者及び第2条第5項に規定する者、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に掲げる団体（事業協同組合など）

① 事業の周知、支援対象企業の公募

事業周知用のチラシ等を作成するなどし、支援対象企業の公募を行う。

② 応募の取りまとめ、支援対象企業の選定

企業からの応募を取りまとめるとともに、書類選考、又は必要に応じてヒアリ

ング等を行い、市と協議の上、支援対象企業を選定する。

③二酸化炭素排出量可視化支援

企業活動に伴う毎月の電気・ガス等のエネルギー使用状況を簡易な方法で数値化するとともに、エネルギー種別に応じた二酸化炭素排出量を数値化し、取組企業が把握しやすい方法で整理する。

④二酸化炭素排出量削減に向けた目標設定及び実行計画の策定支援

③の取組企業のエネルギー使用状況を踏まえて、業務の改善や設備投資などによる二酸化炭素排出量の削減目標の設定及び実行計画の策定を行う。なお、削減目標の決定・実行計画の策定に際しては、支援対象企業への訪問又はオンライン会議等の方法により、きめ細やかに支援する。

⑤データの蓄積・引継

本事業終了後に取組企業が自らサービスを継続して利用する場合、③で取得したデータの引継ぎを行う。

(2) 定期報告

上記(1)を取りまとめて、郡山市農商工部産業雇用政策課に定期的に報告する。

(3) 事業実績報告書の提出

委託業務終了後、本事業の実施内容及び結果をまとめたものを令和8年3月末までに郡山市農商工部産業雇用政策課に提出する。

5 業務の実施方法

業務を円滑に進めるため、業務の内容や進捗等を踏まえて、委託者と随時、メール、電話、打合せ等により、必要な調整、対応の協議等を行うものとする。

6 基本的な業務スケジュール（予定）

9月	支援対象企業の公募
10月～3月	二酸化炭素排出量可視化支援、二酸化炭素排出量削減に向けた目標設定及び実行計画の策定支援
3月	事業実績報告の提出

7 成果品等の提出について

次の資料を電子データにより委託期間終了までに提出するものとする。

- (1) 事業実績報告書
- (2) その他本委託業務で作成した資料等

8 その他特記事項

- (1) 本業務の成果に係る全ての著作権は、法令の規定により移転ができない権利を除き、委託者に帰属させること。また受託者は、当業務にかかる著作権を委託者に帰属させることに支障がないよう、受託者の責任において適切に権利の処理を行うこと。
- (2) 本業務の完了後、万が一著作権等に関する事故・問題が発生した場合は、受託者の責任において処理・解決すること。
- (3) 事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。）は行わないこと。
- (4) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、委託者と協議してこれを定めるものとする。